

Press Release

平成 28 年 10 月 28 日
日本税理士会連合会
日本公認会計士協会
日本商工会議所
企業会計基準委員会

「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等の公表について

コメントの募集

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係 4 団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」（以下「委員会」という。）は、この度、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）について、資産除去債務、税効果会計に関する見直しを行いましたので、中小会計指針の改正に関する公開草案（以下「本公開草案」という。）を本日公表いたします。

本公開草案の公表は、改正点について広くコメントをいただくことを目的とするものです。コメントは、平成 28 年 11 月 28 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記のいずれかの団体へお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、各団体のホームページ等で公開する場合があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

上記関係 4 団体においては、我が国の経済の好循環を実現していくためには中小企業の果たす役割が重要であると認識しております。この点を踏まえ、中小会計指針を取引実態に合わせたより利用しやすいものとするために、継続的に見直しを行っており、今回の見直しもその一環です。これにより、中小企業における会計の質の向上、ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献してまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本公開草案における改正点

本公開草案では、現行の中小会計指針第 89 項にある「今後の検討事項」（資産除去債務）への対応として、固定資産の項目に新たに敷金に関する会計処理を明記しました（本公開草案第 39 項）。当該対応の詳細については別紙をご参照ください。

また、税効果会計においては、平成 27 年 12 月 28 日に企業会計基準委員会から企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」が公表されたことに伴い、関連項目の修正を行いました。

* 本公開草案の全文は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会のそれぞれのホームページに掲載しています。

記

- sme@nichizeiren.jp 日本税理士会連合会 <http://www.nichizeiren.or.jp/>
(お問い合わせ先 藤田 : 03-5435-0937)
- sme@jicpa.or.jp 日本公認会計士協会 <http://www.jicpa.or.jp/>
(お問い合わせ先 小粥 : 03-3515-1160)
- sme@jcci.or.jp 日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/>
(お問い合わせ先 宮澤 : 03-3283-7844)
- sme@asb.or.jp 企業会計基準委員会 <http://www.asb.or.jp/>
(お問い合わせ先 豊岳 : 03-5510-2713)

以 上

1. 「今後の検討事項」（資産除去債務）への対応

企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（以下「資産除去債務会計基準」という。）では、有形固定資産の除去に関して法令等で要求される義務（例えば、不動産の賃貸借契約における原状回復義務や建物等のアスベストの除去義務など。以下「資産除去債務」という。）についての会計処理を定めています。

資産除去債務会計基準については、現行の中小会計指針第89項において「今後の検討事項」として「今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。」としており、本年2月2日に公表したプレスリリースにおいて「委員会は、資産除去債務会計基準が金融商品取引法適用会社等に対して適用されてから5年が経過したことを勘案し、今後、「今後の検討事項」として記載しております資産除去債務を「各論」の一項目として取扱うかどうかについて、中小企業関係者の意見を踏まえ、コスト・ベネフィットも考慮して検討を行っていくことを考えております。」としております。

今般、委員会では、中小企業へのアンケートを実施し、中小企業における資産除去債務の適用状況の把握を行いました。本アンケート結果については、下記「2. 資産除去債務に係るアンケート結果の概要」をご覧ください。この結果、中小企業においては、賃貸借契約に基づく原状回復義務について約半数の企業から該当がある旨の回答を得ており、敷金に関する会計処理を明らかにするニーズが高いことが判明しましたが、そのケースを除くと、資産除去債務による影響を受ける企業の範囲が限定的であることも明らかになりました。

このため、資産除去債務の全面的な適用は馴染まないものと判断し、「各論」の一項目として取り扱わないこととしました。また、賃貸借契約における原状回復義務については、中小企業者に過大な事務負担をかけないことを前提として、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項に規定される敷金の簡便法を参考に、中小企業の実態に合った取扱いを固定資産の項目に新たに設ける修正（本公開草案第39項）を行いました。

2. 資産除去債務に係るアンケート結果の概要

（1）アンケート実施企業について

本アンケートは、主に中小・小規模企業者を対象に平成28年6月20日から翌月20日の1ヶ月間に亘り実施し、回答数は233件でした。

なお、回答のあった企業について、従業員数（常用労働者数）は50人以下の企業が176社と大半を占める一方、301人以上の企業も17社含まれており、また、資本金は3千万円以下の企業が165社と大半を占める一方、1億円超の企業も10社含まれている等、中小企業の中でも比較的規模の大きい企業も相当数含まれています。

（2）資産除去債務の取扱いについて

①賃貸借契約に基づく原状回復義務

賃貸借契約に基づく原状回復義務については約半数の120社において「義務がある」と回答しており、当該120社の会計処理の方法については、約73%の90社が、契約上返還されないことが明らかとされた部分を税法の規定に従って償却するとの取扱いをしています。以上のことから敷金に関する会計処理を明らかにするニーズは高いと考えられます。

また、義務があると回答した120社の内、原状回復時に係る費用を「見積り可能である」

と回答した会社は約 31%の 37 社に留まりました。このことから、中小企業において賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る費用を見積ることは難しいことが伺えます。

②その他の資産除去債務に係る原状回復義務

賃貸借契約に基づく原状回復義務以外では、定期借地権契約終了時の建物等の除去義務、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分義務、アスベストの除去義務、土壌汚染の浄化義務等の有無の調査を実施しました。項目によって 4～36 社が「義務がある」と回答しており、最も多く回答のあった定期借地権契約終了時の建物等の除去義務であっても、「義務がある」と回答した企業は約 16%の 36 社に留まりました。

また、賃貸借契約を除いた資産除去債務に係る原状回復義務があると回答した企業の内、当該会計処理の取扱いについて 50 社から回答を得ましたが、82%にあたる 41 社は「特に会計処理を行っていない」との回答でした。このことから、中小企業において会計処理を行っている取扱いは非常に少ないと考えられます。

平成 28 年 10 月 28 日現在

「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会名簿

(敬称略)

| | | |
|-----|-------|--------------------|
| 委員長 | 安藤 英義 | 専修大学大学院教授 |
| | 弥永 真生 | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 |
| | 神津 信一 | 日本税理士会連合会会長 |
| | 関根 愛子 | 日本公認会計士協会会長 |
| | 久貝 卓 | 日本商工会議所常務理事 |
| | 小野 行雄 | 企業会計基準委員会委員長 |

(オブザーバー)

| | | |
|--|-------|----------------|
| | 竹林 俊憲 | 法務省民事局参事官 |
| | 田原 泰雅 | 金融庁総務企画局企業開示課長 |
| | 吉村 直泰 | 中小企業庁事業環境部財務課長 |

平成 28 年 10 月 28 日現在

「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会 専門委員

(敬称略)

安藤 英義 専修大学大学院教授

弥永 真生 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

瀬上 富雄 日本税理士会連合会専務理事

清田 明弘 日本税理士会連合会常務理事

小越 信良 日本税理士会連合会理事

新井 達哉 日本公認会計士協会常務理事

中川 隆之 日本公認会計士協会常務理事

伊藤 眞 日本公認会計士協会中小企業会計専門部会長

荒井 恒一 日本商工会議所理事・産業政策第一部長

小賀坂 敦 企業会計基準委員会副委員長

委員長 安井 良太 企業会計基準委員会委員

板橋 淳志 企業会計基準委員会ディレクター

(オブザーバー)

野澤 大和 法務省民事局付

徳重 昌宏 金融庁総務企画局企業開示課企業会計調整官

佐藤二三男 中小企業庁事業環境部財務課税制企画調整官